

広島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月23日

広島県公安委員会

委員長 水 野 勝

広島県公安委員会規則第5号

広島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

広島県警察の組織に関する規則（昭和37年広島県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第13条の3中第10号を第11号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同条第3号中「、家出人」を削り、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 行方不明者発見活動に関すること。

附 則

この公安委員会規則は、平成22年4月1日から施行する。